

比々多第二土地区画整理促進区域（坪ノ内、串橋）

【凡例】

- ① 坪ノ内特定土地区画整理事業実施区域
- ② 串橋特定土地区画整理事業実施区域
- ③ 大都市法第7条第1項許可必要区域

